

ながいき農業だより

発行 長生農業事務所 茂原市茂原1102-1・長生農業改良普及事業協議会
 編集 長生農業事務所改良普及課 TEL 0475(22)1771 FAX 0475(25)2061
 URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/ap-chousei/>

元気な長生農業人 その四十一

「ながいきそば」で

人も農地も健康で長生き！

長生村 農事組合法人ながいき集落営農組合

今回は長生村でそばを栽培している「農事組合法人 ながいき集落営農組合」を紹介します。

〈設立の経緯〉

近年農村地域では、農業者の高齢化や後継者不足などによつて、

農作物を栽培していない遊休農地が増加しており、長生村内でも問題になつていきました。そこで、地域の農家と非農家が一体となり、地域内の遊休農地を少しでも解消することを目的として、平成二十四年に「ながいきそば俱楽部」が発足し、平成二十五年から遊休農地を利用したそば栽培を本格的に開始しました。その後、更なる規模拡大に向けて、平成二十六年に「ながいき集落営農組合」を設立し、平成二十七年に農事組合法人となりました。

〈現在の取組〉

活動当初は一・五haだった栽培面積も毎年新たに遊休農地を引き受け、令和二年には約三〇haで夏そばと秋そばの二期作を行つてい

ます。栽培のこだわりとして、安ら・安心・環境にやさしい農業に取り組み、「エコファーマー」と「ちばエコ農産物」に認証されています。



そばの花

さらに、そばの栽培だけでなく、そば粉や乾麺への加工も行っており、長生地域や県内の農産物直売所などで販売しています。また、オーナー制度を導入したり、出張

そば打ち体験教室を行うなど、多岐にわたる活動を行つています。
 〈今後の展望〉
 引き続き、遊休農地解消のため、そば栽培を続けていくとともに、そば焼酎やそば粉を使用したお菓子などの新商品を開発することや、長生村や長生地域で「ながいきそば」を直接食べられる場所を作ることで、多くの人に「ながいきそば」を食べてもらいたいとのことです。

(改良普及課)



組合員の皆さん

トマト黄化葉巻病を防ぎましよう

【トマト黄化葉巻病とは】

トマト黄化葉巻病はタバココナジラミ(以下コナジラミ)が媒介するウイルス性の病気です。感染すると、生長点付近の葉が黄化して萎縮し、生長が止まり大きな減収となります。

【対策ポイント】

- ①施設にコナジラミを入れない
ハウスで栽培する場合、開口部に○・四ミリメートル目合の防虫ネットを張り、コナジラミの侵入を防ぎます。特に育苗時には、苗を防虫ネットで覆いましょう。

②発病苗を本ぽに持ち込まない
感染苗を本ぽに持ち込むと被害が広がります。このため、発病苗は定植せず、すぐに処分しましょう。

③発病株はすぐに抜き取る
ほ場で発病した株が伝染源となり、病気がまん延する原因となるので、すぐに株ごと抜き取りましょう。

④処分方法も要注意
発病株を処分する時は、ビニール袋に入れて枯死したことを確認してから捨てましょう。それができない場合は、土中に埋めるか、古ビニールで被覆するなどして、屋外に露出しないようにしましょう。



トマト黄化葉巻病



タバココナジラミ

- ②発病苗を本ぽに持ち込まない
感染苗を本ぽに持ち込むと被害
が広がります。このため、発病苗は
定植せず、すぐに処分しましょう。

③発病株はすぐに抜き取る
ほ場で発病した株が伝染源とな
り、病気がまん延する原因となる
ので、すぐに株ごと抜き取りま
しょう。

④ 处分方法も要注意

発病株を処分する時は、ビニール袋に入れて枯死したことを確認してから捨てましょう。それができない場合は、土中に埋めるか、古ビニールで被覆するなどして、屋外に露出しないようにしましょう

野積みをすると「野良トマト」が生え、コナジラミが寄り付き感染源となります。

種苗法が改正されます

種苗法は、農作物等の種苗の開発者の権利保護、品種育成の振興と種苗の流通の適正化に関する法律です。新しい品種を開発し、登録品種（新たに開発し、農水省に出願して認められた品種）になると一定期間、その品種の育成・販売の権利を占有できます。

改正前は、登録品種が販売された後に海外に持ち出されることは違法ではありませんでした。また、自家増殖された登録品種の種苗を海外に持ち出すことは改正前も違法でしたが、事実上の抑止が不可能でした。

その結果、国内の登録品種の種苗が海外に流出し、違法に栽培された生産物が販売されている事例が発生し、我が国農産物の輸出への影響が懸念されています。

それを受け、農水省は登録品種の種苗を海外に不正に持ち出すこと等に関して規制を強化した改正種苗法を令和三年四月一日及び令和四年四月一日に施行します。

○主な改正点は、次のとおりです。

- 一 品種開発者が出願時に輸出先国の指定をすることで、指定国以外の国への種苗の持出しを制限できるようになりました。輸

出に係る制限は令和三年九月末までに限り、既存の登録品種及び出願品種についても国が届出を受け付けています。持ち出しの制限をしないことも可能です。

二　国内の栽培地域の指定もできるようになり、指定地域以外の栽培を制限できるようになります。令和三年四月一日以降の出願から適用され、産地形成を進めることが目的としているため、「指定地域なし」とする届出は認められません。

三　種苗業者は、登録品種の種苗の譲渡の際に、登録品種である旨（法改正前は努力義務）及び輸出の制限、栽培地域の制限（制限を付与している場合のみ）について表示が義務化されます。

四　登録品種については、農業者による増殖は育成者権者の許諾を必要とするようになり、農業者が増殖する際の契約行為等の機会に品種の利用条件を伝達する機会が生まれ、より適切な品種の管理が期待できるようになります。

詳細は長生農業事務所までお問い合わせください。（企画振興課）

イノシシ被害対策について

千葉県内で発生している農作物への鳥獣害の中では、イノシシが最も大きいものとなっています。

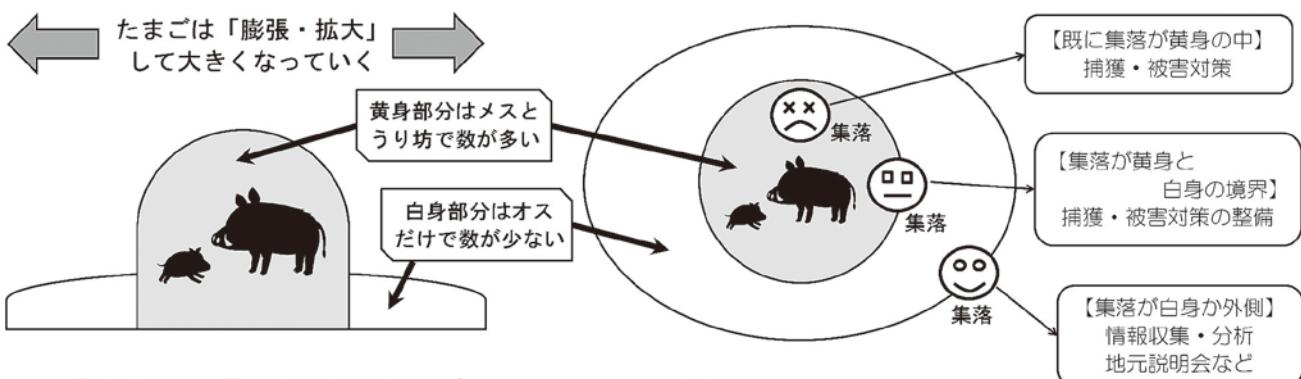
イノシシの被害を防ぐためには、被害が出ている集落や農地・林地に携わっている方々、地域が一体で対策することが求められています。

県では、イノシシの活動拡大をもたらした現在の農村の置かれている状況や問題を視野に入れ、「千葉県野生鳥獣対策本部」を組織して、捕獲・防護柵の設置、林縁部の手入れ等の対策を行っています。長生地域では、近年長生村や白子町などでイノシシが目撲され、生息域が拡大していると考えられます。

イノシシの対策を図るには、イノシシがどのように地域へ入ってくるのかを知る必要があります。

イノシシ対策については、千葉県のホームページに対策マニュアルがあります。また、対策事業等については、農業事務所、市町村の担当課にご相談ください。

(指導管理課)



いのししのたまごの図

JA長生 3年目の開催 長生(ながりき)農業塾 ネギヨリズ

J A長生では、長生地域の主要な露地野菜品目である長ねぎの生産振興と、新規就農者や定年帰農者等の就農支援を図るため、長生（ながりき）農業塾ネギコースを開催しています。このネギコースは平成三十一年度から開催しており、三年目を迎える今年度は十四名が参加しています。

内容は、秋冬ネギの年内収穫の作型を想定し、播種、定植、土寄せ、収穫、出荷調製など、ネギ栽培に必須の作業について、年間六回程度勉強します。講習はネギ栽培農家の協力を得て、実際の生産現場で行う実践的な内容となっています。講師は、おもにJAの営農指導員等が務め、畑での実作業は農家が行い、栽培技術や経営等に関することは農業事務所の職員が補足するなど、関係者が連携して講習会を行っています。

過去二年で二十五名が受講し、うち九名がJA長生管内にある出荷組合に加入してネギの出荷を始めました。農業塾は主要な作業を勉強する場ですが、実際の栽培では、品種やほ場、出荷時期など、それぞれの状況に応じた管理が必

要になります。また、肥料、農薬等の生産資材の選定や技術向上には情報収集も重要です。そこで、農業塾終了後は出荷組合への加入を勧めています。

ネギは栽培の難しい品目です。

近年は台風による被害や真夏の極端な高温・乾燥などの天候が続いているため、栽培は更に難しくなっています。そのようなこともあり、品質の良い（等級の高い）ネギを作れば、比較的安定した価格で販売できます。

長生農業事務所では、JAなど関係機関と連携し、主要な生産品目であるネギの生産振興を図るために、これらの活動に加え、ネギ出荷部会の活動支援、個別生産者の栽培技術や経営改善の指導などを実施しています。ネギ経営を始めた方は、お気軽に御連絡ください。

(改良普及課)



収穫講習会の様子



開講式参加者で記念撮影

五月二十八日に農業経営体育成セミナーの開講式が行われました。今年は基本生四名、専門生十三名が受講しています。基本生（一年生）は、基礎的な技術の習得と仲間づくりを目標に研修を行います。専門生（二年生）は、それらに加えて、自分の経営上の課題を見つけ、解決に導く「プロジェクト活動」に取組みます。さらに、今年度は受講生がいませんが、総合生（三年生）は、自分の経営の把握・分析を行い、将来の當農計画を作成して、修了となります。毎年セミナー生を募集しています。受講希望の方は、改良普及課まで御連絡ください。

(改良普及課)

長生YPC(Young Powers Club)は長生地域七市町村の若手農業者グループです。

同年代のクラブ員との交流のみならず、県内の他地域の若手農業者とも交流しながら、色々な経営を知ることで、経営者としての資質向上を図ることを目的に活動しています。

主な活動は、月に1回開催している定例会での情報交換や、共同栽培試験の取組、先進地視察など、経営の勉強のほか、夏には地域農業者との交流会を行っています。また、千葉県青年農業者会議や長生農業フォーラムにも参画するなど、地域活動にも取り組んでいます。



交流会(BBQ)の様子

長生YPC(ヤングパワーズクラブ) 新規会員募集!

農地工作条件改善事業のあらまし

食料自給率向上と、農業の持つ多面的機能を維持していくために、

意欲のある担い手が農業を続けられる環境を整え、担い手へ農地を集積したり、高い収入を得られる作物を導入する政策が進められています。

同時に、農地中間管理機構による農地集積を図るために、「農地耕作条件改善事業」が整備されました。

水田を対象として実施する場合は、主に次の2つがあります。

① 地域内農地集積型

この2体系のどちらかを決定して、整備項目を選択のうえ実施することになります（整備内容については、主な項目のみ記載しています）。

② 高収益作物転換型

農地の中間管理事業により、農地の集積を行う区域であること

(イ) 総事業費が200万円以上
(ウ) 受益者数が2者以上
また、事業を実施する主体は次のとおりとなります。

(ア) 農地中間管理事業

農地の集積を行った区域であること

- ・當農環境整備支援（イノシシ等の侵入防止柵の設置など）
- ・整備済み農地の簡易な整備
- ・工事費の定額助成
- ・区画拡大（畦畔の撤去など）
- ・客土（作土の改良）
- ・暗渠排水（吸水渠の新設など）
- ・10m以下の暗渠管の新設など）
- ・灌水処理（おもに地下水位の低下対策など）
- ・用排水路の更新整備
- ・農作業道の更新整備

長生農業事務所では、長生YPCの活動を支援しています。興味を持たれた方は、改良普及課までお問合せください。

○きめ細やかな基盤整備
【工事費の1／2を助成】
・農業用排水施設（土水路をパイプラインやJ字溝にする）
・暗渠排水（農地の排水を早くしたり地下水位を下げる）
・農作業道整備（アスファルトや砂利等により道路を舗装）

○農地中間管理機構
○市町村
○農業法人等
事業の詳細については、農業事務所、市町村の担当課にご相談ください。

(指導管理課)

農業経営体育成セミナーが開講しましたが